

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 8 月 14 日(金) 号外第 81 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	○ 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (43) (業務効率推進課) 3
	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例 (44) (福利厚生課) 4

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県附属機関条例の一部改正について

1 条例の改正理由

医療法及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- {
- (1) 鳥取県医療安全推進協議会の調査審議事項について定めた規定中引用する医療法の条項を改める。
 - (2) 鳥取県放射能調査専門家会議の調査審議事項について定めた規定中引用する独立行政法人日本原子力研究開発機構の名称を改める。
 - (3) 施行期日は、平成27年10月1日とする。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 公務員の年金制度が厚生年金保険に一元化されることに伴い、次の条例について所要の規定の整理を行う。
 - ア 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
 - イ 職員の再任用に関する条例
- (2) 施行期日は、平成27年10月1日とする。

条 例

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 8月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の13第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項	鳥取県医療安全推進協議会	医療法第6条の11第1項の規定により設置する鳥取県医療安全支援センターの運営に関する事項
略		略	
鳥取県放射能調査専門家会議	<u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉍山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項</u>	鳥取県放射能調査専門家会議	<u>独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核原料物質鉍山たい積場及びその周辺地域の環境放射能についての調査に関する事項</u>
略		略	

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。